

# 質問文のワーディングおよび選択肢の違いがもたらす回答効果の検討

Examination of the Response Effects Resulting from Different Wordings and Response Alternatives

齊藤慎一 SAITO, Shinichi (東京女子大学現代文化学部教授)

本稿では、質問文のワーディングおよび選択肢の違いが調査結果にどのような影響を及ぼすのかを検討した。調査データの分析の結果、単一変量の回答分布に大きな差が生じるだけでなく、ワーディングおよび選択肢の違いに起因する回答効果は、当該変数と他の変数との2変量間関係にも影響がありうることが明らかとなった。

キーワード ワーディング, 回答効果, 選択肢

## 1 問題の所在

世論調査に関するさまざまな問題は、大きくサンプリング誤差と非サンプリング誤差に分けられる (Bradburn, 1983)。後者にはさまざまなタイプのものであるが、ここではその1つでありサーベイリサーチャー (e. g., Bradburn, 1983; Schwarz et al., 1998) が回答効果 (response effects) と呼ぶものについて検討する。回答効果とは、質問項目の提示順序の違い、質問文の長さや言い回し (ワーディング) の違いなどが調査結果に与える影響の総称であるが、本稿ではとくに質問文のワーディング (および選択肢) の違いによる影響を検討する。

世論調査などである争点に対する態度を測定する際、その対象となる争点は複雑な面をもっていることが多い。しかし一方で、質問文はできるだけ簡潔に書く必要がある。したがって、1つの質問項目で測れるのは、当該争点の一側面にすぎないことが多い。これま

で行われた諸研究から、質問文のワーディングにおけるわずかな違いでも、回答分布に大きな差が生じうることが指摘されている。

実際、同じトピックを扱った世論調査の中で、同じ母集団に対して厳密なサンプリングを行い、実査の方法も同じであるにもかかわらず、ワーディングの違いによって調査結果に大きな違いが見られる場合がある。たとえば、1994年9月に全国20歳以上の者を対象に朝日新聞社と総理府によって行われた「夫婦別姓問題」を扱った世論調査結果を比較してみると、いずれの調査も法律を改正して希望する夫婦は別姓を名乗れるようにすることに対する賛否を尋ねている点では同じであるが、ワーディング (および選択肢) における違いが、調査結果に大きな差を生んでいる (両調査で用いられた質問文のワーディングは表1を参照のこと)。朝日の調査では、夫婦別姓に賛成が58%、反対が34%と明らかに賛成派がまさっていたが (残り8%は「その他・答えない」)、総理府の調査では、賛成 (そう思う) が27.4%に対して、反対 (そうは思わない)

が53.4%と、反対意見のほうが26ポイントも多かった（あと「どちらともいえない」が17.0%、「わからない」が2.2%）。また、同じ1994年の7月にNHK放送文化研究所が行った調査（母集団、調査方法は上記2つの調査と同じ）では、「戸籍などを定めた民法という法律を改正して、夫婦の姓を別々にすることができるようになるという動きが出ています。あなたは、夫婦が別々の姓を名乗ることに賛成ですか。それとも反対ですか」というワーディングで夫婦別姓に賛成か反対を尋ねているが、この調査では、賛成が32.7%、反対が54.2%、わからない・無回答が13.1%となっており、やはり反対の割合の方が20ポイント以上高くなっている。

これらの調査の回答分布の差は、たんにワーディングの違いだけではなく、他のさまざまな要因、たとえば当該調査項目に先行する質問内容などの影響（キャリーオーバー効果）も絡んでいると推測される。しかし、同じトピックを扱い、一見大きな違いがなさそうに見える質問項目が、これほど明らかな結果の違いを生んでいることの要因として、質問文のワーディング（および選択肢）の違いによる影響は軽視できないであろう。

本稿では、上記の夫婦別姓問題を例として、異なる3つの質問バージョンを用いて、ワーディング（および選択肢）の違いが調査結果にどのような影響を及ぼすのかを検討する。

## 2 方法

上記の研究課題を検討するため、2003年11月に東京都民を対象にサンプリング調査を実施した。調査概要は以下のとおりである。

調査方法：訪問留置法

調査時期：2003年11月15日（土）～12

月1日（日）

調査対象者：東京都に在住する20歳以上の男女1000名

サンプリングの方法：選挙人名簿を用いた確率比例二段抽出法

有効回答数：619（回収率61.9%）

調査は「メディアと社会意識・政治意識に関するアンケート調査」として行われ、さまざまな社会・政治意識やメディア利用実態などについて尋ねている。本稿では、この調査の中で問24として用いられた「夫婦別姓に対する賛否」に関する質問を分析する。具体的には、表1に示すような3つの質問バージョンを用いて、ワーディングおよび選択肢の違いが回答パターンに及ぼす影響を検討した。なお、この質問項目以外は3つのバージョンすべてで同一である。

バージョンAは総理府が1994年9月調査まで用いていたもの、バージョンBは朝日新聞社が1994年9月調査および2002年12月調査で用いたもの、バージョンCは総理府が1996年6月調査に用いたものである（2001年以降の内閣府調査でも同じ質問項目が用いられている）。調査対象者には、これら3つのバージョンをランダムに割り当てた。まず、3つのバージョン間に回答者の属性による偏りがないか調べた結果、性別、年齢および学歴に有意な差は認められず、3バージョンがランダムに配分されていたことが確認された。また、表1に示す質問の直後に、問25として夫婦別姓に関する問題にどのくらい関心があるかを4件法で尋ねたが、この問題に対する関心度の回答分布にも3つのバージョン間で有意差は認められなかった。

表1 3つのバージョンのワーディングおよび回答分布の比較

バージョン A (1994 年まで総理府調査で用いられたもの)	
我が国の法律（民法）では、現在、婚姻の際、夫婦が同じ名字（姓）を名乗ることが義務付けられています。大人たちが希望する場合には、夫婦が別々の名字（姓）を名乗ることができるように、法律を変える方がよいと思いますか、それともそうは思いませんか。(n=213, 無回答0人)	
1. そう思う	35.2%
2. そうは思わない	31.9%
3. どちらともいえない	32.9%
バージョン B (朝日新聞社調査で用いられたもの)	
法律を改正して、夫婦が同じ名字でも、別々の名字でも、自由に選べるようにすることに賛成ですか。反対ですか。(n=197, このうち無回答5人=2.5%)	
1. 賛成	64.0%
2. 反対	33.5%
バージョン C (1996 年以降に総理府 [現内閣府] 調査で用いられたもの)	
現在は、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗らなければならないことになっていますが、「現行制度と同じように夫婦が同じ名字（姓）を名乗ることのほか、夫婦が希望する場合には、同じ名字（姓）ではなく、それぞれの婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めた方がよい。」という意見があります。このような意見について、あなたはどのように思いますか。次の中から1つだけお答え下さい。(n=209, このうち無回答3人=1.4%)	
1. 婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない。	27.8%
2. 夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない。	43.5%
3. 夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない。	27.3%

### 3 結果と考察

表1に示したとおり、基本的には3バージョンとも法律を改正して夫婦別姓制度を導入することに対する賛否を問う質問であるが、ワーディングおよび選択肢の違いによって、回答パターンに大きな違いが見られた。バージョンBでは、64.0%の回答者が法律改正に賛成しているが、バージョンAでは、法律改正に賛成は35.2%である。選択肢に、通称使用を入れたバージョンCでは、法律改正に賛成の割合は43.5%であった。

バージョンBでは、バージョンAのように「どちらともいえない」という中間回答を選択肢の中に明記していない。割合だけを単純に比較すると、たとえば、仮にバージョンBに「どちらともいえない」という中間回答

を入れていたとして、賛成64%の中から約半数が「どちらともいえない」を選択したとすれば、バージョンAと似たような回答分布になる。しかし、これまで行われてきた諸研究から、中間回答を選択肢に入れた場合、（それを選択肢に明記しない場合より）中間回答を選ぶ割合はかなり高くなるが、中間回答を選択肢に入れない場合の賛成意見、反対意見の両極から比例的に中間回答へ回答が流れていくので、賛否のバランスはあまり変化しないことが分かっている（Converse and Presser, 1986; Schuman and Presser, 1981）。そうだとすると、今回の回答パターンの違いは、たんにバージョンAに「どちらともいえない」という中間回答が入っていたためではなく（多少はその影響もあるかもしれないが）、2つの質問文のワーディングの違いによるところが大きいと思われる。

バージョンCでは、他の2つのバージョンにはない「通称使用なら認める」という選択肢が入っている。じつは、夫婦別姓問題という争点は、かなり複雑な面をもっており、たとえば法案について見ても、「選択的」夫婦別姓や「例外的」夫婦別姓などの案に加えて、戸籍上は夫婦同姓だが「通称使用」なら法的に認めるというような提案までいくつかの異なる法案が出されている。たんに法律を改正して夫婦別姓を認めることに賛成か反対かを問うだけではなく、バージョンCのように、通称使用なら認めるという選択肢を入れた場合、3割近い回答者がそれを選んでいく。一般に、回答者は調査者が用意した選択肢の範囲内で回答を選ぶもので、選択肢に明記されていない回答が出てくることは稀である。したがって、ワーディングの問題に加えて、選択肢にどのようなものを用意するかで、得られるデータにかなり違いが出ることになる。

ワーディングをもう少し詳しく見ておくと、バージョンBでは、別姓でも同姓でも「自由に選べる」点に焦点が当たっているのに対して、他の2つのバージョンのワーディングでは、今は「同性が義務付けられている」が、法改正して「夫婦が別姓を名乗れること」に賛成か反対かという聞き方になっている。バージョンBのような聞き方をした場合、回答者には「自由選択」の部分が顕著になり、自由に選べることに対する賛否を問われている形になっているものと思われる。したがって、回答する際「社会的望ましさ」のバイアスが働いた可能性がある。

なお、これまでの研究では、ワーディングにおける微妙な違いが回答分布にある程度以上の違いをもたらすはするが、ワーディングの違いに起因する回答分布の偏りも、その当

該項目と他の変数との間の2変量関係にはそれほど影響しないと言われてきた。Schuman and Presser (1981)はこれを「形式に抵抗する関連 (の仮説)」(form-resistant correlations)と呼んでいる。しかし、この仮説に対して必ずしもそうではないという研究事例も見られ (e.g., Schuman and Presser, 1981; Krosnick and Alwin, 1988), いまだ明確な結論を見るに至っていない。本稿ではこの問題についても検討した。

ここでは、各バージョンごとに夫婦別姓に対する賛否とこの問題に対する関心度の関係をクロス集計で検討した結果を報告する。表2に示すとおり、バージョンにより、2変量間に有意な関連を示す場合と示さない場合が見られた。

バージョンAの場合、夫婦別姓問題に対する関心度の高い層では、6割近い回答者が「夫婦が別々の名字(姓)を名乗ることができるよう、法律を変える方がよい」と考えているのに対して、あまり関心のない層では25.0%、全く関心のない層では11.1%しかそのように考えている人がいない。また、関心度の低い層では「どちらともいえない」という中間回答が多くなっている。夫婦別姓問題のようにかなり複雑な争点に関しては、その問題にとくに関心のない人たちは、賛否について明確な意見をもっていないことが多いので、中間回答が多くなるのはある意味で当然かもしれない。

一方、バージョンBの場合は、夫婦別姓問題に対する関心度の高低にかかわらず、約65%の回答者が夫婦別姓に賛成している。これは、先に述べたようにバージョンBのワーディングだと、おそらく回答者には「自由に選択できること」に対する賛否を問う形になっており、この問題に関心があるかない

表2 関心度別に見た夫婦別姓に対する賛否の割合：バージョン間の比較

	バージョン A			計
	そう思う	そうは思わない	どちらとも いえない	
関心がある*	57.7% (45)	29.5% (23)	12.8% (10)	100% (78)
あまり関心がない	25.0% (27)	31.5% (34)	43.5% (47)	100% (108)
全く関心がない	11.1% (3)	40.7% (11)	48.1% (13)	100% (27)
全 体	35.2% (75)	31.9% (68)	32.9% (70)	100% (213)

$$\chi^2 = 34.84, df=4, p < .001$$

	バージョン B		計
	賛 成	反 対	
関心がある*	64.7% (44)	35.3% (24)	100% (68)
あまり関心がない	66.3% (69)	33.7% (35)	100% (104)
全く関心がない	65.0% (13)	35.0% (7)	100% (20)
全 体	65.6% (126)	34.4% (66)	100% (192)

$$\chi^2 = 0.053, df=2, n. s.$$

	バージョン C			計
	法律を改める 必要はない	法律を改めても かまわない	通称使用なら 認める	
関心がある*	19.7% (14)	57.7% (41)	22.5% (16)	100% (71)
あまり関心がない	27.5% (30)	40.4% (44)	32.1% (35)	100% (109)
全く関心がない	53.8% (14)	23.1% (6)	23.1% (6)	100% (26)
全 体	28.2% (58)	44.2% (91)	27.7% (57)	100% (206)

$$\chi^2 = 15.50, df=4, p < .01$$

注) \*「非常に関心がある」を選択した回答者がバージョン A で 17 人、バージョン B で 8 人、バージョン C で 11 人と少なかったため、ここでは「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」を一緒にして「関心がある」として分析した。カッコ内は人数。

かにかかわらず、社会的望ましさというバイアスが働いて賛成意見が多くなっているのではないかと推測される。

なお、バージョン C では、関心度が高い層ほど「法律を改めてもかまわない」という回答の割合が高くなっている一方、関心度が低いほど「法律を改める必要はない」という回答の割合が有意に高くなっている。したがって、今回の結果は、ワーディング（および選択肢）の違いがもたらす回答効果は、1 変量の分布のみならず、2 変量間の関連にも影響がありうることを示している。

## 4 結 語

意見の賛否が分かれる公共的争点について、多くの場合、政策に関わる者たちはその争点に対する世論の動向などを注視しながらさまざまな政治的判断を行っていく。しかし、夫婦別姓のように一筋縄ではいかない問題で、しかも多くの人がそれほど高い関心を寄せているわけではない争点については、質問の仕方次第でかなり異なった調査結果が出ることになる。したがって、こうした問題について

は単一項目の回答分布のみに頼りすぎず、可能なかぎり複数の質問項目を用いて意見を調べていく必要がある。同一トピックを扱った世論調査の結果が場合によっては大きく異なるという問題は、その結果の解釈の仕方なども含めて今後いっそう検討を重ねていく必要があるだろう。

注

- ・1 1994年調査では、この質問の後に、夫婦別姓に関する政府審議会の3つの案を示してどの案を支持するかも聞いている。その結果、『夫婦別姓』を原則とし、『同性』も認める」が12%、『夫婦同性』を原則とし、『別姓』も認める」が51%、『別姓』は認めないが、旧姓も呼称（通称）として認める」が30%、その他・答えないが7%となっている。また、1994年調査と同一のワーディングを用いている2002年調査では、夫婦別姓に賛成が50%、反対が41%、その他・答えないが9%となっていて、朝日の調査では、2002年の方が1994年より賛成の割合が若干減っている。
- ・2 本論文で用いるデータは、文部科学省科学研究費（課題番号13410058 研究代表者：御堂岡潔）の

助成を受けて行われた「メディアの多様化と民主政治」プロジェクトで実施された質問紙調査の一部である。

文献

Bradburn, Norman M., 1983, "Response Effects," Peter H. Rossi, James D. Wright and Andy B. Anderson eds., *Handbook of Survey Research*, New York: Academic Press, 289-328.

Converse, Jean M. and Stanley Presser, 1986, *Survey Questions: Handcrafting the Standardized Questionnaire*, Newsbury Park: Sage.

Krosnick, Jon A. and Duane F. Alwin, 1988, "A Test of the Form-resistant Correlation Hypothesis: Ratings, Rankings, and the Measurement of Values," *Public Opinion Quarterly*, 52(4): 526-38.

Schuman, Howard and Stanley Presser, 1981, *Questions and Answers in Attitude Surveys: Experiments on Question Form, Wording, and Context*, New York: Academic Press.

Schwarz, Norbert, Robert M. Groves and Howard Schuman, 1998, "Survey Methods," Daniel T. Gilbert, Susan T. Fiske and Gardner Lindzey eds., *The Handbook of Social Psychology*, 4th ed., New York: McGraw-Hill, 143-79.

## 社会調査士資格とは

大学卒業で  
取得できます

社会調査士は、社会調査に関する基礎的な知識・技能、相応の応用力と倫理観を身につけることが要求されます。  
①標準カリキュラムA~Gに対応する科目単位を取得すること、②大学を卒業することによって資格を取得できます。

### 社会調査士標準カリキュラム

#### A：社会調査の基本的事項に関する科目(90分×15週)

社会調査の意義と諸類型に関する基本的事項を学習する

#### B：調査設計と実施方法に関する科目(90分×15週)

社会調査によって資料やデータを収集し、分析しうる形にまで整理していく具体的な方法を学習する

#### C：基本的な資料とデータの分析に関する科目(90分×15週)

官庁統計や簡単な調査報告・フィールドワーク論文が読めるための基本的知識を学習する

#### D：社会調査に必要な統計学に関する科目(90分×15週)

統計的データをまとめたり分析したりするために必要な、基礎的な統計学的知識を学習する

#### E：量的データ解析の方法に関する科目(90分×15週)

社会的データ分析で用いる基礎的な多変量解析法について、その基礎的な考え方と主要な計量モデルを学習する

#### F：質的な分析の方法に関する科目(90分×15週)

さまざまな質的データの収集方法や分析方法について学習する

#### G：社会調査の実習を中心とする科目(90分×30週)

調査の企画から報告書の作成までにまたがる社会調査の全過程をひととおり実習を通じて体験的に学習する

#### E/Fは選択制

# 社会調査の受動的側面とその可能性

——フィールドワークの記述から

The Passivity-based Social Research and Its Possibility: From the Description on the Process of a Fieldwork

松井 理恵 MATSUI, Rie (筑波大学大学院人文社会科学研究所・日本学術振興会特別研究員)

フィールドワークという手法には、調査者の意思を超えた二重の条件——調査者が「わたし」であることとフィールドのユニークさ——が組み込まれている。本稿はフィールドワークの経験の具体的な記述から、この二重の条件が調査の過程とそこから導き出された知見に大きな影響を与えることに積極的な意義を見出す試論である。

キーワード フィールドワーク, 調査者, 「方法」と「知見」の不可分性

## 1 社会調査の受動的側面

私は修士論文を執筆するにあたり、ある問題関心をもってフィールドを選び、そのフィールドへと向かった。しかしながら、当初設定していた問いはフィールドワークを通じ、大幅な変更を余儀なくされた。本稿は、「調査が思うようにいかないこと」がその過程に影響を与え、問いを規定し、導き出す知見までも左右した、私自身の具体的なフィールドワークの経験を記述することによって、社会調査の受動的側面について考える試論である。

参与観察を主軸とするフィールドワークについて論じるなかで、アーヴィング・ゴッフマンは参与観察について次のように述べた。「それは、私の考えでは、あなた自身を、あなた自身の身体とあなた自身のパーソナリティを、そしてあなた自身の社会的状況を、一群の人々の上に働いている一連の偶発的条件に委ねることによって、データを獲得する手法です」(Goffman, 1989, 訳18頁)。調査者がほかの誰でもない「わたし」であること、そ

して調査者である「わたし」をフィールドにゆだねるという、調査者の意思ではどうにもならない二重の条件が、参与観察という手法のなかに組み込まれている。

では、これらの二重の条件——調査者が「わたし」であることとフィールドのユニークさ——は、調査を通じて得られる知見にいかなる影響を与えるのか。本稿の目的は、フィールドワークにおける『「方法」と「知見」の不可分性』(Emerson et al., 1995, 訳44頁)を前提とし、私が調査の過程において直面したさまざまな出来事とそれに対し選びとった道すじ、そしてそれらの結果として導き出した知見を記述することによって、社会調査が抱え込む受動的側面とその可能性を提示するものである。

## 2 「塀崩し運動」という調査対象

### ❖ フィールドとの出会い

私が<sup>サムドドン</sup>三徳洞をはじめて知ったのは、韓国版<sup>マウル</sup>まちづくりとでもいえる、マウルづくりの事

例を集めたホームページを通じてである。2001年、私はソウルで語学研修をした。大学のすぐ裏に下宿していたため、下宿と大学と飲み屋街を行き来する毎日だった。1年間で韓国語はだいぶ話せるようになったのだが、いまいち韓国で暮らした気がしなかった私は、修士論文のフィールドを選ぶ際、韓国の人びとの生活が実感できるような地域社会をフィールドにできればと思いつつネットサーフィンをしていた。

三徳洞がある大邱<sup>テグ</sup>広域市<sup>3</sup>では「塀崩し運動」という市民運動が展開されていたが、そのきっかけをつくったのが三徳洞に住む市民運動家のKさんであった。「塀崩し運動」とはその名のとおり、塀を崩す運動である。大邱市は1996年より新たな緑地空間を造成することを目的に公共施設の塀を取り払う施策を実施していた。そのような状況のもと、1998年Kさんが自宅の塀を崩したことを機縁として、翌年から「塀崩し運動」という官民協力による市民運動がスタートしたのである。

大邱でおこなわれているのは、既存の塀を崩すことによって地域住民へ場所を提供し、そこから住民同士の関係を築いていこう、という運動のようだった。2003年夏、私は実際に大邱を訪れた。まず「塀崩し運動」によって何十軒もの個人住宅やマンションで塀が崩されている事実に驚いた。<sup>4</sup>次に、三徳洞へ向かった。比較的近い場所に3軒塀のない家屋があり、うち1軒は日本式の家屋のようだった。聞くと、塀がない家屋はすべてNGO関係の建物だった。Kさん1人ではなく、彼が所属する大邱YMCAを中心とするNGOのメンバーが組織立ってマウルづくりを担っていることがすぐにわかった。

### ❖ 人びとの営みへの注目

実際に大邱を訪れ、「塀崩し運動」のなか

でも、個人の自宅の塀を崩すことが運動としておこなわれていることに興味をもった私は、自宅という私的空間が塀を崩すことによって地域住民という他者へ開かれ、一種の公共空間になろうとする試みとして「塀崩し運動」を位置づけ、2003年秋から本格的に調査を開始した。<sup>5</sup>

三徳洞で地域住民やNGO職員に話を聞いたり、イベントに参加する一方で、私は地図と塀を崩した住宅の住所を片手に大邱市内を回った。そして先述の問題関心のもと、まとまった数の住宅が塀を崩し、その状態が比較的維持されている黄金洞<sup>ファンナムドン</sup>という新興住宅地で調査をおこなうことにした。そこで塀を崩した住宅の何軒かで話を聞くことができたが、調査の方向性はなかなか定まらなかった。個人の居宅に伺っての調査だったので長居することもできず、その庭に地域住民が入ってくる姿をほとんど見ることはできなかった。家主の話だけからその場所の意味を考えることにも限界を感じていた。

このような状況が長く続いたが、2004年秋、私は調査の対象を三徳洞に絞る決断をした。三徳洞にある、塀を崩した3軒のうち2軒はKさんの私有だったが、<sup>6</sup>そこではNGOが活動していたため、個人の居宅とはずいぶん異なる様相を呈していた。しかしながら、地域住民が関わったり、関わらなかったり、関わりにくそうに関わったり、といった営みをそこに見ることができたので、とにかく私は三徳洞で調査をすることにした。

## 3 三徳洞におけるフィールドワーク

### ❖ フィールドにおける友人との出会い

私はKさんの自宅に併設されていたリサイクルショップの担当者であったA<sup>7</sup>さんや、塀を崩した場所の1つである国楽院の管理を

担当していたBさんにくっついて、ときには寝食をともにしながら三徳洞での調査をおこなっていた。2人と私は年齢が近く、またAさんは日本語を勉強していたこともあって、次第に親しくつき合うようになった。

「今の仕事は実務者として、NGOのリーダーであるKさんが発案した企画を実行するだけで、自分で何か企画をしても実行に移させてはもらえない」。AさんもBさんも今の仕事に疑問を抱いており、近いうちにNGOを辞めたいと考えていた。2004年春にまずAさんが退職し、2005年にはBさんも退職した。Aさんは退職後「まるで、仕事が自分の考えと関係なしに上から降ってくるようだった」と言っていた。それは社会福祉に関心を持ち、「実際に自分の手で何かをしたい」とNGOに飛び込んだ彼女たちには苦痛であったと思われる。

だが、私はそれでも彼女たちのそばでフィールドワークを続けた。なぜなら、その彼女たちの姿に感銘を受けたからである。じつは、「塀崩し運動」をはじめとする一連の動きは全国的にも注目されており、取材や視察のため三徳洞を訪れる人は多い(金, 2002: 6)。しかしながら、いわば「マウルづくりのお手本」とされている三徳洞では、彼女たちをはじめとするNGO職員だけでなく、三徳洞に住む人びとまでもが、お互いに不満を抱きながらも妥協したり、一定の距離を取りながら関わったりしている。いつバランスが崩れるかもわからないあやうさのなかにありながらも、このような人びとの営みによって三徳洞が成り立っていることを肌で感じ、私はいつの間にかフィールドワークの方向転換をしていた。

### ❖ 三徳洞のマウルづくり

「塀崩し運動」の行き詰まりから考える 三徳洞でフィールドワークをしていて気づいた

のは、子どもたちは塀を崩した場所によく入ってくるが、おとなはなかなか入ってこないということだった。私が国楽院に入ってきたおとなに「よくここに遊びに来るのですか」と声をかけると、彼らは一様に、言い訳をするかのごとく「なぜ」ここに入ってきたのかを説明しはじめた。三徳洞の住民に入ってきてもらうために塀を崩したにもかかわらず、彼らにとってその場所は、塀があろうとなかろうとKさんの私有地にほかならないようであった。国楽院から目と鼻の先にあるクリーニング店のピョンサン<sup>8</sup>で、三徳洞の住民が毎日のように世間話をしている様子とは、非常に対照的であった。

公共空間への変化を企図して塀を崩したが、周囲の人びとは依然としてKさんの私的空間と認知していることを受け、私は問いを変えざるをえなかった。すなわち、公共空間への変化を試みたにもかかわらず依然として私的空間であるこの場所から分析をはじめることになったのである。それは、三徳洞における「塀崩し運動」の行き詰まりを、NGOのリーダーであり、他のNGO職員とともにマウルづくりを先導するKさんと三徳洞の住民との関係の現れとして位置づけ、そこから論を出発させることであった。

### NGO主導の活動に対する住民の違和感

「塀崩し運動」の行き詰まりに端的に現れているように、NGOのリーダーであるKさんの意図が必ずしもそのまま三徳洞の住民に受け入れられているわけではない。では、彼らの活動は三徳洞の住民にどのように受け入れられ、あるいは受け入れられないのか。一方で、韓国でも保守的な地域として知られる大邱で、一見突飛な「塀崩し運動」が一定程度維持されていることそれ自体評価できるのではないか。このように考え、Kさんに代表されるNGOと三徳洞の住民の関係を当ててフィールドワークによって得られたデ

ータを分析することになった。

そこで思い出されたのが、Kさんの語りだった。彼はしばしば「三徳洞でマウルづくりをはじめたころ、『マウルまつり』をやったのだがうまくいかなかった。だから『マウルジャンチ』をするようになったのだ」と私に話してくれた。「ジャンチ」とは「うたげ」あるいは「宴会」を意味する韓国の固有語だが、彼の意図するところがよくわからなかった私が「『まつり』と『ジャンチ』はどう違うのですか」と聞くと、「『まつり』はイベントが主で飲み食いが従、『ジャンチ』は飲み食いが主でイベントが従」と説明してくれた。これはいったい何を示唆しているのだろうか。

こう考えてみると、NGOが想定していた活動への関わり方が三徳洞の住民にはしっかりこなかったのではないかと思われる例がほかにもあった。それは、先述したりサイクルショップのボランティア募集の話を書いたときのことだった。当初、月曜日から土曜日までを午前と午後に分け、その時間を1人ずつ担当するという計算で12人の住民がボランティアとして関わっていたそうだが、現在、実質的にボランティアをしているのは2人だけである。一見、ボランティア不足のように感じられるのだが、Aさんに話を聞くと、新しくボランティアを募集しようとするその2人は難色を示すとのことだった。しかも、ボランティアをしている彼女たちのうち1人は「近所の人たちの手伝いがなければ、バザー一会もマウルジャンチもできない。でも、ボランティアが少なくなって、最初はあまり手伝ってくれなかった近所の人たちが手伝ってくれるようになったんです」と今の状況を肯定的に語ってくれた。

このように、フィールドワークを通じて浮かび上がったのは、NGO主導の活動に対する違和感を示す三徳洞の住民であり、Kさんをいったん後方に退けたうえでNGOの活

動に関わる三徳洞の住民であった。このような状況下、Kさんは「マウルづくり」の表舞台から退かざるをえなかったのではないか。その結果、AさんやBさんが言うように、Kさんが企画をNGO職員とNGOに近い三徳洞の住民に対し、いわば丸投げするようなかたちで展開するという、三徳洞の「マウルづくり」独特のスタイルが確立したのではないか。

**運動の限界を乗り越える戦略として** 以上のような経緯で、私は「崩崩し運動」という運動そのものではなく、ほかのどこでもない三徳洞の「マウルづくり」がいかに展開されているかに目を向けるようになった。そして、Kさんが「マウルづくり」を展開するにあたって直面した限界をどうやって乗り越えたのか、という工夫を明らかにすることにした。すなわち、「Kさんは『崩崩し運動』を通じて三徳洞の住民に対して開かれた『マウルづくり』を展開しようとしたが、三徳洞の住民はその意図を受け入れなかった。そこで彼はどのようにこの運動の限界を乗り越えたのか」という問いを設定したのである。これは当初の「私的空間がいかに公共空間へと入り込むのか」とは明らかに異なる問いであった。

そして、私は次のような知見を提出した。すなわち、運動の限界に直面したKさんが「マウルづくり」のきっかけだけ与えたうえで、みずからは表舞台から身を引くことにより、三徳洞の住民を「マウルづくり」に巻き込んでいった試みを「戦略的パートナーリズム」(松井, 2005)と名づけ、そのしくみを明らかにした。

## 4 | 2年半ぶりのフィールドから ——受動的側面の可能性

AさんとBさんはNGOを退職後、それぞれの道を歩み大邸を離れたが、2007年3月、私が2年半ぶりに大邸を訪れた際、2人はた

また大邱に滞在しており会うことができた。私たちは偶然にも同じころ結婚し、半年ちがいの娘を授かった。土曜日の昼過ぎ、私が宿泊していたホテルのオンドル部屋で、私たちは3組の母娘となって再会した。NGOを離れるという選択をした彼女たちと、いまだに三徳洞と関わろうとしている私の再会は、大変きこちないものに終わった。一方、現在再開発に揺れる三徳洞は、NGO 職員の異動や新たなプロジェクトの開始などで、ずいぶん様変わりしていた。

本稿の記述から明らかであるように、私は受動的な存在としてフィールドにいた。それはなぜか。このフィールドワークを通じて「わたし」が三徳洞で受けた感銘を言葉としてつむぎうとしていたからではないか、と現在の私は3年前のフィールドワークをとらえ返している。調査者の意思を超えた二重の条件——調査者が「わたし」であることとフィールドのユニークさ——による規定こそが、フィールドワークの醍醐味であることを、そしてこのような過程を経ることによって始めて探求できる人びとの営みがあることを、私は身をもって経験した。

実際には、本稿で記述したように理路整然とフィールドワークを展開できたはずもなく、ただただフィールドで、研究室で、右往左往していた。このように初学者のつたない調査ではあるが、フィールドワークの一例として本稿を提示することによって社会調査の受動的側面の可能性を示唆できるのではないか。

#### 注

- 1 2005年1月に提出した修士論文をもとに書いた松井(2005)でおこなったフィールドワークを事例とする。
- 2 「マウル」という韓国語は一般的に「むら」と日本語に訳されるが、鳥越皓之によると、「英語のcommunityではなく日本語として使用する『コミュニティ』の意味に近い」(鳥越, 1994: 240-1)。

また、韓国の社会学・文化人類学者の金贊鎬は『「マウルづくり」という概念は、日本の『まちづくり』という用語が1990年代後半に韓国で翻訳されて定着したものだ』(金, 2002: 57)と説明する。

- 3 慶尚北道大邱広域市は韓(朝鮮)半島の東南地域である嶺南地方の内陸中央に位置する都市で、ソウル特別市、釜山広域市に次ぐ、韓国第三の都市とされる。
- 4 大邱市によると、2003年度末現在の塀崩し運動推進状況は次のとおりである。官公署100、住宅・マンション81、商業施設45、保育・福祉・宗教施設40、公共施設・医療施設13、学校11、その他2、計292ヵ所で塀が崩され、公園が造成された。
- 5 最初の訪問を含めると、2003年8月から2004年10月まで断続的に約40日間のフィールドワークをおこなった。
- 6 残る1軒は、教育庁所有の家屋をYMCAが借り受け管理している家屋である。
- 7 国楽院という名称は「国楽を演奏し、聴く場所」という意味で付けられた。以前、食堂があった場所を2001年Kさんが個人的に買い取り、塀を崩し、建物をリフォームした伝統的な韓国式家屋である。
- 8 木でつくった寝台の一種。韓国では店先にこのピョンサンが置かれることが多い。

#### 文献

- Emerson, Robert M., Rachel I. Fretz and Linda L. Shaw, 1995, *Writing Ethnographic Fieldnotes*, Chicago: The University of Chicago Press. (佐藤郁哉・好井裕明・山田富秋訳, 1998, 『方法としてのフィールドノート——現地取材から物語作成まで』新曜社。)
- Goffman, E., 1989, "On Field Work," *Journal of Contemporary Ethnography*, 18(2): 123-32. (串田秀也訳, 2000, 「フィールドワークについて」好井裕明・桜井厚編『フィールドワークの経験』せりか書房, 16-26。)
- 金贊鎬, 2002, 『都市はメディアだ』チェックセサン(ソウル, 韓国語)。
- 松井理恵, 2005, 「環境運動における戦略的パターナリズムの可能性——韓国大邱市三徳洞のマウルづくりを事例として」『環境社会学研究』11: 188-201。
- 鳥越皓之, 1994, 『地域自治会の研究——部落会・町内会・自治会の展開過程』ミネルヴァ書房。

# 個人情報保護に対応する社会調査の技法

——全国自治体調査から

Survey Methods with Consideration to the Protection of Personal Information from the Survey on the Local Governments in Japan

俵 希實 TAWARA, Kimi (金沢大学大学院人間社会環境研究科博士研究員)

田邊 浩 TANABE, Hiroshi (金沢大学大学院人間社会環境研究科助教)

轟 亮 TODOROKI, Makoto (金沢大学大学院人間社会環境研究科准教授)

個人情報保護への対応を目的とする回収原票の管理の必要性と方法論について述べる。この方法論を地方自治体による調査に応用するため、全国自治体調査を実施した。かなりの自治体が、個人情報保護に対応する回収原票や調査データの管理を行っていない状況が明らかとなった。適切な実践的方法論の確立が重要であるといえる。

キーワード 回収原票, 中規模社会調査, 個人情報保護

## 1 はじめに

金沢大学社会学研究室では30年以上にわたり、ほぼ毎年、主として無作為抽出による標本サイズ数百オーダーの地域住民意識調査を実施してきた。このような調査枠は、従来、標準的 sociology 研究法の1つとされてきた。しかし、今日の調査環境の変化は、この種の中規模社会調査 (Middle-scaled Survey) の実施困難という事態をもたらしている。この事態への対処として、精選された Nationwide の社会調査と2次データ分析の普及はたしかに重要である。しかし他方で、社会調査の最前線での経験や試行錯誤から、今日の社会環境に対応した調査運営の技術を開発することも不可欠である。われわれ金沢大学の研究グループは、調査の全過程を調査企画集団が直接的にマネージできる中規模社会調査について、「現代的な社会環境に対応する地域社会調査の実践的方法論の開発」と題し、4年間の共同研究を遂行中である。本稿では、この共同研究の一環で行った「全国自治体調査」を、プ

ロジェクトにおける位置づけを示しながら紹介したい。

われわれがとくに注目する現代的な社会環境とは、個人情報の取り扱いに関わるものである。調査対象者である地域住民の高いプライバシー意識、個人情報保護ポリシーの遵守についての法的あるいは社会的な要求は、調査者組織が対応すべき最重要課題になっている。このような社会意識や要求に適切に対応する方法を確立することは、社会調査法研究の喫緊の課題である。また、そこで開発された方法を、学術調査を超えて相応しい社会調査に応用できるよう提案することは、資格制度の社会貢献の観点からも意義をもつことだと考える。

今回われわれが紹介したい具体的なトピックは、個人情報保護への対応を目的とする「回収調査票原票 (以下、「回収原票」と記す) の管理」という問題である。適切な管理方法を開発し、これを地方自治体が実施する住民意識調査に応用する意義を把握するために、今回、全国自治体に郵送調査を行った。以下、研究上の位置づけと調査結果を説明する。

## 2 回収原票の管理

### 社会調査における個人情報保護

個人情報保護への関心が高まった背景には諸外国の動向がある。1980年、経済協力開発機構理事会勧告において、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」が示されたことを受けて各国で法整備が進み、日本においても個人情報の保護に関する法律が2005年に施行された。その中には、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」も含まれている。たとえば、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（総務省、2004）の概要を社会調査の観点から整理すると、管理責任者の明確化、取り扱いのルール確立と遵守、そして、物理的スペースの管理を行うことが必要である。

個人情報の具体的な取り扱いに関しても、法令・ガイドラインが求めていることがある。個人情報のライフサイクルは、「取得→利用→消去」（岡村・鈴木、2005：33）といわれており、それぞれのステージにおいて取り扱いのポイントが確立されている。取得の際には利用目的を特定し本人に対し明らかにすること、利用の際には安全管理措置を講じること、消去の際には情報保存期間を確認することなどである。このライフサイクルに従うと、情報の管理は「利用」の段階となる。しかし、社会調査の観点から考えるのであれば、「保管」というステージを加え、「取得→利用→保管→消去」というライフサイクルを設定したほうが適切である。個人情報保護に関する意識が高まるなか、今後、社会調査の実務では「保管」と「消去」の段階が重要になるだろう。たとえば、回収原票やデータの保管と

消去の問題が存在している。

近年、調査票調査の回収率の低下が指摘されているが、その原因として調査の内容や調査にとられる時間など、調査そのものに対する不満以外にも、調査後の回答者に関する情報の取り扱いに対する不安が大きいと考えられる。回答者の不安を軽減するためにも、法令・ガイドラインが求めていることを考慮しながら、個人情報の保管を行っていくことが望まれる。

しかし、これまで社会調査に関する研究においては、実査の方法や分析法などの研究は多くあるが、調査を終え、報告書を作成したあとに関する研究はほとんどみられない。社会調査に関するテキストにおいても同様で、調査法や分析法については丁寧に記述されているが、その後の管理（保管）についてはほとんどページを費やしていない（盛山、2004；大谷ほか編、2005）。調査を終えたあとに関する研究としてデータ・アーカイブの研究があり（佐藤・石田・池田編、2000；間淵、2004）、そこでは、データの保存と公開の利点などに言及している。しかし、われわれは「保管」と「消去」という重要なステージでの残された問題として、回収原票の管理があることを強調したい。

### 回収原票を保管することの利点と困難

個人情報の保護を考えると、回収原票は報告書を作成したのち、すぐに廃棄するほうがよいとする考え方もあるかもしれない。しかし、回収原票を保管する利点があるのである。利点を整理すると次の4点にまとめられる。第一に、データのエラー修正が可能である点である。調査を終えたのち、何かの機会にデータの入力ミスが疑われるようなことが生じることがある。その場合、回収原票があれば確認することが可能である。第二に、再入力が可能である点である。データが破損した場

合や、以前に入力されているデータが変換不可能な場合、回収原票をもとに入力し直すことが可能である。第三に、証明力が高いという点である。後日、研究の手続きに疑義が示された場合、回収原票によって証明することができるだろう。第四に、自由記述回答を原文のまま残しておくことができる点である。これらのことは調査への信頼を高めていくことにつながる。

しかし、回収原票の保管を行ううえでの困難もある。ここでは、ひとまず2点を挙げておく。回収原票を保管していくうえでの第一の困難として、保管スペースが挙げられる。この点については、多くの調査実施機関が抱えている悩みではないかと思われる。第二の困難として、情報のセキュリティを挙げることができる。すべての回収原票が紛失しないよう、情報が漏えいしないよう、また、改ざんなど、回収原票に手が加えられないように保管し続けていくことが求められるが、そのためには一定のルールが必要である。

われわれの研究グループでは、回収原票の保管の利点を保ちつつ困難を克服する方法の1つとして、回収原票をpdfファイルにして保管し、「消去」するための方法論を開発中である。学術調査において開発されるこのような方法論は、じつは学術調査を超えて他の実施主体による調査にも適用可能なのではないだろうか。

### 3 「全国自治体調査」の概要

われわれの研究グループは、先述したように地域社会調査の可能性を探るべく、全国自治体調査を企画した。地方自治体を対象としたことには、2つの理由がある。1つは、地方自治体が、他の機関にもまして、数多くの調査を実施している主体だということ。もう1つの理由は、地方自治体の行う調査が政策

の基礎として利用される重要性をもつ、ということである。地方自治体は、総合計画をはじめとして、さまざまな計画にもとづいて合理的に行政を推進することが求められている。そうした計画を策定する際に、住民のニーズやそれらを取りまく状況を的確に把握することが肝要である。そのための有効な手段として、住民を対象とした社会調査が利用されているのである。したがって、自治体の実施する住民意識調査は、科学的に正確であり、有用な情報を提供する調査であることが要請される。ところが、大谷編（2002）は、自治体を実施している住民意識調査が、多くの問題を孕んでいると指摘しているのである。こうした状況を見過ごすべきではなく、そうした住民意識調査の実態について、より精確な把握が必要であろう。われわれの調査研究は、自治体を実施する住民意識調査の質的向上に役立てることができるはずである。そしてまたこのことは、社会調査士制度の理念にもかなう重要な社会貢献ともなろう。

この調査のもう1つの大きな目的として、住民基本台帳や選挙人名簿について、地方自治体がどのような条件のもとで閲覧を許可しているのか、その実態の把握があった。われわれが調査を行うとき、サンプリングのための抽出台帳とするのは、住民基本台帳か、あるいは選挙人名簿であることが多い。だが、個人情報保護への関心の高まりなどの社会情勢により、それらの名簿閲覧に関して、より厳しく制限が課せられるようになってきた。これらの状況を知ることは、われわれ調査をする者にとって重大な関心事であろう。

われわれの調査ではさらに、計画行政の実態や問題点、また自治体の大きな課題になっている防災対策や市町村合併などについても調べている。このように内容が多岐に渡ったため、調査票を2つに分割し、A票では本稿で紹介する調査関連の事項をたずね、B票

は計画行政や市町村合併の状況などの質問で構成した。この調査は、2007年9月に「計画行政と住民ニーズ把握に関する全国自治体調査」として、郵送法により実施された。調査票は全国のすべての自治体に送付したが、調査期間中に1件の合併があり、結局のところ1826の自治体（市782、町826、村195、特別区23）を調査対象とした。

調査の経過は以下のとおりである。まず、9月18日にA票、B票の両調査票を発送した。締切はそれぞれ10月2日と9日に設定していた。締切を過ぎた時点で2回に渡って督促状を送付した。督促状では調査票返送の最終締切を10月24日に設定していた。この時点で回収率は約6割であったが、回収を得られなかった自治体に対して、調査票を再送付した。その結果、最終的にA票1408、B票1400の調査票を回収することができた（回収率はそれぞれ77.1%と76.7%である）。調査票を再送付することによって15ポイント以上も回収率が上がっており、その効果は大きかったと考えられる。本稿では、A票1408票のデータを使用して、その分析結果を提示する。1408票の内訳は646市、614町、131村、17区であり、町や村よりも市のほうが高い回収率となっている。

## 4 集計・分析

回収原票および調査データの管理についての調査結果を紹介する。

表 調査票原票の保管期間

	実数	%
データの集計が終了するまで	102	8.9
報告書の執筆が終了するまで	371	32.5
一定期間	346	30.3
未定	324	28.3
合計	1143	100.0

表に示したように、回収原票の保管期間に

ついては、「一定期間」保管している自治体は30.3%にすぎず、41.4%の自治体が、保管は報告書の執筆が終了するまでとしている。つまり、報告書の執筆終了後に回収原票を保管しているのは6割程度ということになる。先述したとおり、報告書を執筆したあとであっても、回収原票を保管することは、調査への信頼を高める利点がある。回収原票を保管していなければ、データのエラー修正やデータの再入力是不可能であり、調査の適切さを証明することが困難となってしまうこともありうる。また、「一定期間」保管と回答している自治体にはその期間も同時にたずねたところ、回答の多かったものから「5年」(35.2%)、「10年」(32.1%)、「1年」(14.5%)となっており、報告書完成後、かなり長期に渡って保管していることがわかる。くわえて、「未定」と回答した自治体は28.3%で、これらの自治体は回収原票の管理法が定まっていないということになる。このように長期に渡って回収原票を保管している自治体や、保管期間が未定という自治体には、保管のための方法論を提案することは有効であろう。

その他の結果については次のとおりである。単純集計表を保存している自治体は84.5%であるのに対して、素データを保管している自治体は48.1%にとどまった。また、「単純集計表は、将来役立つ可能性がある」と考えている自治体は78.2%であるのに対し、「素データは将来役立つ可能性がある」と考えている自治体は55.8%にとどまっている。素データが利用可能になっていないことや、素データの利用可能性に気づいていないことは、われわれ研究者の立場からすると驚きである。

回収原票の廃棄処分（消去）については、調査の実施を業者に外部委託をした自治体に、「保管終了後、調査票原票の廃棄処分は調査の委託先業者あるいは自治体の、どちらが行っていますか」とたずねた。その結果、82.7

%の自治体が、調査は外部委託をしても回収原票は自治体側で廃棄処分をしていた。しかし、「業者が廃棄」と回答した自治体に「委託先業者が調査票原票の廃棄処分を適切に行っているかどうかを、自治体側で確認していますか」とたずねたところ、「確認している」と回答したのは58.3%にとどまっている。回収原票の廃棄処分を業者に任せきりにしている自治体がある程度存在することが明らかとなった。

素データの廃棄処分についても調査を外部委託した自治体に「委託業務において作成した素データを処分するように、委託先業者に指示していますか」とたずねたところ、「指示していない」と回答した自治体が36.4%に上った。このように素データの処分についても、適切に管理していないといえる自治体が存在していることがわかった。

## 5 結 論

本稿では、個人情報保護への対応を目的とする回収原票の管理の必要性を述べ、この方法論を地方自治体が実施する住民意識調査に応用する可能性を探るため、全国自治体調査のデータを分析した。その結果、予想以上に多くの自治体が、個人情報保護に対応する回収原票や調査データの管理（保管と消去）を行っていないという状況が明らかとなった。また、調査への信頼を保証するような形で回収原票の保管を行っていない自治体が数多くあることがわかった。

今後は、この調査データによって、地域、自治体規模、自治体の有する人的資源などの変数と調査のあり方との関連を分析し、問題の所在と原因を明確にすることを課題とする。そして同時に、われわれは、現代的社会環境に対応した地域社会調査の方法論を早急に確立しなければならない。そのうえで、学

術調査を超えて、自治体やその他の調査実施主体に地域社会調査の実践的方法論を提案し、社会調査の質を改善していくことを目指したいと思う。

〔追記〕 本研究は、独立行政法人日本学術振興会の科研費（18330104）の助成を得たものである。

- 注
- ・1 具体的な方法論については稿を改めて論じたい。
  - ・2 この調査は、金沢大学文学部2007年度授業「社会調査実習」（担当：岩本健良・田邊浩）において実施した。調査の詳細については、金沢大学文学部社会学研究室社会調査実習報告書第27号『市町村における総合計画と住民意識調査』（近刊）を参照いただきたい。

### 文献

- 間瀬領吾，2004，「社会調査データアーカイブの利用法——ICPSRを中心として」『関西大学ITセンターフォーラム』19：27-44。
- 溝部明男・轟亮，2007，「中範囲の社会調査の可能性と実践的諸課題」『金沢大学文学部論集 行動科学・哲学篇』28：19-44。
- 岡村久道・鈴木正朝，2005，『これだけは知っておきたい個人情報保護』日本経済新聞社。
- 大谷信介編，2002，『これでいいのか市民意識調査——大阪府44市町村の実態が語る課題と展望』ミネルヴァ書房。
- 大谷信介・木下栄二・後藤範章・小松洋・永野武編，2005，『社会調査へのアプローチ——論理と方法 第2版』ミネルヴァ書房。
- 佐藤博樹・石田浩・池田謙一編，2000，『社会調査の公開データ——2次分析への招待』東京大学出版会。
- 盛山和夫，2004，『社会調査法入門』有斐閣。
- 総務省，2004，「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」および「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（[http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040914\\_4.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040914_4.html)，2007.11.5）。
- 俵希實，2007，「地域社会調査における回収原票の管理——個人情報保護の観点から」『第80回日本社会学会大会要旨集』141。